

(参考) 算定率が高い入院料加算の適時調査当日確認書類とチェック項目

1-1. 医療安全対策加算1または2の当日確認書類

- (1) 医療安全管理者の出勤簿（直近1カ月分）
- (2) 医療安全管理部門の設置および組織上の位置付けが確認できる書類（医療安全管理部門が明記されている組織図または当該部門の設置要綱等）
- (3) 医療安全管理部門の業務指針
- (4) 医療安全管理者が、定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析していることが確認できる書類（直近1カ月分）
- (5) 医療安全確保のための業務改善計画書（直近1年分）および医療安全対策の実施状況、評価結果が確認できる書類（直近1年分）
- (6) 医療安全管理部門の具体的な業務内容（医療安全管理対策委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数および相談内容、相談後の取り扱い、医療安全管理者の活動実績等）が確認できる書類（直近1年分）
- (7) 医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスの記録（直近1カ月分）

【医療安全対策地域連携加算1を届け出ている場合】

- (1) 医療安全対策加算1に関して連携しているいずれかの保険医療機関に赴いて医療安全対策に関する評価を行ったことが分かる書類（直近1年分）
- (2) 医療安全対策加算1に関して連携している医療安全対策加算1に係る届け出を行っている保険医療機関より評価を受けたことが分かる書類（直近1年分）

【医療安全対策地域連携加算2を届け出ている場合】

医療安全対策加算2に関して連携している医療安全対策加算1に係る届け出を行っている保険医療機関より評価を受けたことが分かる書類（直近1年分）

1-2. 医療安全対策加算1または2のチェック項目

- ①施設基準に定められた医療安全対策研修修了者（1は専従の看護師、薬剤師、その他の医療有資格者・2は専任の看護師、薬剤師、その他の医療有資格者）が医療安全管理者として配置しているか
- ②医療安全管理部門を設置しているか
- ③医療安全管理部門に診療部門、薬剤部門、看護部門、事務部門等の全ての部門の専任の職員を配置しているか
- ④医療安全管理者の行う業務内容として以下の内容が整備されているか
 - ア 安全管理部門の業務に関する企画立案および評価を行う
 - イ 定期的に院内を巡回し各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の具体的な対策を推進する
 - ウ 各部門における医療事故防止担当者への支援を行う
 - エ 医療安全対策の体制確保のための各部門との調整を行う
 - オ 医療安全対策に係る体制を確保するための職員研修を企画・実施する
 - カ 相談窓口等の担当者と密接な連携を図り、医療安全対策に係る患者・家族の相談に適切に応じる体制を支援する
- ⑤医療安全管理部門の業務指針に以下の内容が整備されているか
 - ア 各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき、医療安全確保のための業務改善計画書を作成し、それに基づく医療安全対策の実施状況および評価結果を記録している
 - イ 医療安全管理対策委員会との連携状況、院内研修の実績、患者等の相談件数および相談内容、相談後の取り扱い、その他の医療安全管理者の活動実績を記録している
 - ウ 医療安全対策に係る取組の評価等を行うカンファレンスが週1回程度開催されており、医療安全管理対策委員会の構成員および必要に応じて各部門の医療安全管理の担当者等が参加している
- ⑥医療安全管理者が、医療安全管理対策委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策を実施できる対策を整備しているか

- ⑦医療機関のみやすい場所に医療安全管理者等による相談および支援が受けられる旨の掲示をするなど患者に対して必要な情報提供を行っているか
- ⑧医療機関内に患者相談窓口を設置しているか

1-3. 医療安全対策地域連携加算1または2のチェック項目

- ①医療安全対策加算1または2を届け出しているか
- ②医療安全対策に3年以上の経験を有する専門の医師または医療安全対策研修を修了した専任の医師が医療安全管理部門に配置されているか（1のみ）
- ③他の医療安全対策加算1届け出医療機関および医療安全対策加算2届け出医療機関と連携し、それぞれ少なくとも年1回程度、加算に関して連携しているいずれかの医療機関に赴いて医療安全対策に関する評価を行い、当該医療機関にその内容を報告しているか（1のみ）
- ④加算1は少なくとも年1回程度、連携している他の医療安全対策加算1届け出医療機関より評価を受けているか
- ④-2加算2は加算1届け出医療機関と連携し、少なくとも年1回程度加算に連携しているいずれからの医療機関より評価を受けているか
（感染防止対策地域連携加算届け出医療機関は医療安全対策地域連携加算1または2の評価と併せて実施しても差し支えない）
- ⑤④の評価は以下の内容に対する評価を含めているか
 - 1) 医療安全管理者、医療安全管理部門および医療安全委員会の活動状況
 - ア) 医療安全対策の実施状況の把握・分析、医療安全確保のための業務改善等の具体的な対策の推進
 - イ) 対策や医療安全に資する情報の職員への周知（医療安全対策体制を確保するための職員研修の実施を含む）
 - ウ) 対策の遵守状況の把握
- ⑥各部門の医療安全対策の実施状況、具体的な評価方法および評価項目について、課題や実情に併せて連携医療機関と協議して定めているか

（出典：厚労省ホームページおよび適時調査実施医療機関送付資料より編著者が抜粋作成した）